

財團
法人
東京市
政調
査會

東京市
政調
査會
研究員
兼參事

弓
家
七
郎

イギリスに於ける
選舉肅正運動



次

第 緒 言	(一)
1 初期における選挙制度	(二)
2 選挙と代表の思想	(二)
3 議員の資格とその地位	(三)
4 議員の選挙資格	(四)
5 一四三〇年の選挙法	(五)
(a) 州における選挙権	(五)
(b) 都市に於ける選挙権	(六)
6 不公平なる代表制度	(九)
7 選挙区の腐朽	(一〇)
8 選挙の腐敗	(三)
9 選挙界ますく悪化	(三)
10 一八三二年の改革以前における腐敗状態	(五)
11 選挙に對する干渉、買収、威迫	(五)

2	一六九六年の不正選舉取締法	(一六)
3	不正選舉取締法の效力	(一七)
	(a) 買 收	(一七)
	(b) 饗 應	(一八)
	(c) 威 迫	(一九)
	(d) 暴力手段	(一九)
	(e) 投票偽瞞	(二〇)
4	法外なる選舉費用	(二一)
第三	一八三二年の大改革とその以後	(二三)
1	改革運動起る	(二三)
2	改革案を繞る抗爭	(二三)
3	改革法の内容	(二五)
4	腐敗猶止まず	(二六)
5	一八五四年の腐敗行為防止法	(二六)
6	秘密投票制度の要求	(二七)
7	一八八三年の腐敗行為防止法	(二七)

027736

8	その後の選舉法改正	(二八)
第四	現行選舉制度の概観	(二八)
1	選舉權及び被選舉權	(二九)
	(a) 選舉權	(二九)
	(b) 被選舉權	(二九)
2	選舉の方法	(二九)
	(a) 選舉區	(二九)
	(b) 候補者の指名	(二九)
	(c) 投 票	(二九)
	(d) 不在者投票及び代理投票	(二九)
	(e) 開 票	(二九)
	(f) 選舉訴訟	(二九)
第五	現行選舉運動取締法	(三〇)
1	選舉違反	(三〇)
	(a) 腐敗行為	(三〇)
	(一) 賄 賂	(四〇)

(一) 饗應	(四三)
(二) 威迫	(四三)
(三) 偽瞞及び不當の選舉費用支出	(四三)
(四) 不法行爲	(四四)
(一) 選舉事務に關する不法行爲	(四四)
(二) 投票に關する不法行爲	(四五)
(三) 不法支拂及び不法雇傭	(四六)
2 選舉費用の制限	(四七)
(a) 法定選舉費	(四七)
(b) 選舉事務長に對する給料	(四八)
(c) 候補者自身の費用	(四八)
3 選舉運動員及び事務員の制限	(四九)
4 選舉事務所の制限	(四九)
5 選舉費の報告	(五〇)
結 言	(五一)

イギリスにおける選舉肅正運動

弓 家 七 郎

緒 言

今日、選舉の肅正淨化を語るものは、イギリスを以て他の何れの國にも勝つて、それが最も健全に行はれて居る國であるとするに躊躇しないであらう。¹⁾もとより、イギリスにおける選舉と雖も理想には未だ頗る遠いものであり、今猶幾多の缺陷もあり、腐敗も行はれて居ることは事實である。²⁾しかしながら、イギリスは常に不斷の努力を以てその缺陷を補ひ、その腐敗を矯正して來て居るのである。彼等は一二の障礙に逢着したとて直ちに前途を悲觀することもなければ、その民主主義的な政治組織の將來に失望することもしない。實に辛抱強く、あらゆる手段をつくして一つ一つの困難を乗り越え、一つ一つの缺陷を克服して來て居るのである。そして兎にも角にも、現代において世界に向つて、誇り得る程度にまで到達して來て居るのである。今日猶未だ蔓つて居るところの缺陷の如きも、或は遠からずして除き去られるのではないかと思はれる。われわれがイギリスの政治について

¹⁾ Ogg; English Government and Politics. p. 290.

²⁾ Frank Grey; The Confessions of a Candidate, 1925.

最も多く學ぶべき點は、彼等が現在有するところの機構そのものにあらすして、彼等がその政治機構を作り上げたるその堅實なる不斷の努力と、その政治機構の運用に對する着實なる態度でなければならぬ。殊にイギリスの選舉制度は或る學者をして、「選舉改正の歴史程、實際政治に對するイギリス人の天才をよく示して居るものはない」と嘆ぜしめた如く、頗るよくイギリス人の氣質を表はして居るものである。それは、常に實際の必要から出發しての改革であつて、單にある抽象的な原理原則に出發したものではなかつた。従つてそれは常に漸進的であり又部分的でもあつた。當然の結果として又不徹底でもあつた。しかしながら、それは常に實際的であつた。こゝにイギリスの選舉制度の特色があるのでもある。

第一 初期における選舉制度

1 選舉と代表の思想

選舉及び代表なる觀念は、イギリスには既に古くから存し、國民は久しくこれに慣れて居た。イギリスの國王は理論的には常に選舉によつて即位するものであり、實際においてもこれを選舉して居た事例が頗る多い。僧正 (bishop) や僧院長 (abbot) も僧侶を代表するものとしてこれ又僧侶によつて選舉せられて居た。¹⁾ 地方政治にありては、例へば郡 (hundred) の政廳の如きも、區域内各村 (township) から選出せらるゝ村長と四名の代表者とを以てこれを構成して居たのである。選舉による人民の代表者をして、行政、財政、司法等に關與せしむるこ

とは、古くから一般に行はれて居た慣習であつた。州等に既に久しく行はれて居た州民會議 (folkmoot) の原則が、國民會議にまで擴充適用せられ、人民の代表者が初めて國民會議に召集せられたのは、一二一三年八月四日のセント・アルバンスの國民會議 (National Council) であつた。この會議には僧正、貴族等のみならず各村を代表する村長 (reeve) 及び四人の市民も召集せられて居た。しかしこれが國會を構成する不可缺の分子として正式に召集せらるゝに至つたのは、一二九五年エドワード一世によつて召集せられたる所謂模範國會 (Model Parliament) からであると言つてよいであらう。この模範國會は、二人の大僧正 (archbishops) 主要なる僧院長、七人の太守 (bishops) 四十三人の貴族 (barons) の外各州奉行 (sheriff) に命じて全國の各州 (shire) から二人づゝの騎士 (knights) 百五十の都市 (cities and boroughs) から一人づゝの市民 (burgesses) を派遣せしめたのであつた。こゝに初めて、人民の代表者を参加せしめての國會が成立するに至つた。この故にこの國會は模範國會と稱せらるゝのである。但しこれ等の騎士及び市民は何れも州奉行によりて指名せられたもので、決して直接人民によつて選舉せられたものでなかつた。

2 議員の資格とその地位

國會の内部における地位も、騎士と市民とは可なりに相違して居り、その區別は一八三二年の改革後においても未だ相當目立つ程であつた。騎士は概ね地方豪族であり、その家長は多くは貴族であつた。従つて彼等はこれ等の家長等から、常に政治上の意見等も聞かされて居り、彼等も亦屢々相續によつて貴族となり、貴族院に連

¹⁾ Seymour and Frary; How the world Votes, Vol. I. p. 146.

²⁾ Stubbs; Constitutional History of England, Vol. I. pp. 156-161.

なることがあつた。のみならず國會に選ばれるものは多くは貴族の青年にして、それはその父兄が彼等を訓練陶冶する一手段ともして居た傾向があつた。彼等は國會に選ばれることを以て一つの義務なりと感じ、威厳を以てその使命を果すやうに習はせられて居た。彼等は階級としては貴族に屬して居たのである。かくの如き人々が下院の中心勢力を構成して居たから、即ち上院を構成する人々と下院の中心勢力とが同一階級に屬して居たから、常に上下兩院の間に意志が疎通して、よく一致協同することが出来、以て國會の勢力を今日の如く伸張發達せしむることが出来たのであつた。

市民議員の地位は、騎士議員とは同様でなかつた。彼等は國會に召集せられても、貴族から騎士等と同格の取扱を與へられたのでもなく、又その主張が重んぜられた譯でもないで、國會へ召集せらるゝことは、彼等にとつては甚だ迷惑な義務でしかなかつた。ことにその初期にあつては領主又は奉行等により、半ば強制的に押し付けられて居た傾きがあつた。

3 議員の選舉資格

その選舉資格は州と都市とでは初めから多少異つて居た。州における國會議員の選舉は、州民全體の同意によつて行はるべきものであり、單に奉行の恣意によつて決定せらるべきでないといふことは既に其の初期から要求せられて居たことであつた。然るに初期における選舉は、必ずしも一定の形式に従つてなされたものではなく、又議員の地位はそれ程希望せられるものでもなかつたので、これに對する競争等も殆んど存在して居なかつた。

大體から言へば十五世紀以前においては、州における被選舉資格は唯騎士と指定せられて居たが、選舉權は州内に居住するところのすべての自由民に對して認められて居た。而して國會議員派遣の費用はすべての州民に負擔せしめられて居た。その選舉は、州奉行を選舉長として自由民全體の會合において行はれた。州奉行は州内の全自由民を召集して、國王よりの命令即ち、來る三月：日ウエストミンスター或は、オックスフォードにおいて國會が召集せらるゝこと、それがために平民はその助言を以て國王を援け得る如き有能にして、且つ思慮に富める騎士をその州内より選出すべしとの命令を傳へるのであつた。而して多くの場合、その選舉會を開く以前において既に州内豪族等との内談において、その候補者は選定せられてあるから、奉行の命令傳達に應へてその豪族の一人が或る適任者を推薦すると、一般會衆は拍手を以てこれを承認し、奉行がこれを承認するといふやうなことで直ぐ様決定したらしい。投票といふやうなこともなく、又選舉資格や被選舉資格の有無等についての問題も起らなかつたやうである。

4 一四三〇年の選舉法

(a) 州における選舉權 國會議員の選舉權及被選舉權制限の問題は、既に一三七六年の國會においても議論せられたが、それが初めて制限せらるゝに至つたのは、一四三〇年である。それは、その頃に至つて大地主と小農との利害が漸く衝突し始め、大地主から言へば國會議員の選舉にそれ程の強き利害關係を有せざる、即ちそれ程の租税を負擔しない低い階級に屬する人々までが選舉會に出席することは、徒らに會場を混亂せしむるに過

ぎないのでそれを制限するためであつた。それにより、州においては選舉權は年額四十志以上の價格を有する自由不動産 (freehold property) を有するものに限られることになつた。年額四十志の収入と言へば、當時においては、相當に富裕なる生活程度を意味し、土地を所有せざるものは勿論、多くの小地主をも除外したのであつた。自由保有といふのは、極めて定義に困難な言葉であるが、本來は領主に對して一定額の地代を支拂ふこと、又は一定の日數領主の土地を耕すこと等の條件を以て許されたる土地の所有の事であるが、選舉權に關しては、それが更に廣意義に用ひられた。即ちそれは土地若くは家屋のみならず、妻の婚資からの収入、寺院における坐席料をも總計して年額四十志以上の價格を有するならば、それを所有するものに選舉權は與へられたのであつた。僧侶もその寺院における収入が年額四十志である者には選舉權を與へられ、後には寺院から給料又は賃銀を與へらるゝものは、すべて自由保有者と認められ、寺院における合唱隊の如きも亦自由保有者とせられ、ウエストミンスター寺院の如き大伽藍における下僕等はすべて、その合唱隊なる名目を以て選舉權を與へられて居た。この故に土地に關する自由保有の種類は、百五十餘種に達し、自由保有の種類を全部數へれば五百七十種もあるに至つたといふことである。

(b) 都市における選舉權 都市 (borough) における選舉資格は、州におけるそれよりも更に一層非民主主義的のものであつた。初めは都市においても概して普通選舉が行はれ、すべての自由民は原則として選舉權を有して居た。而して州における場合と同じく、都市においても市民は選舉を以て迷惑なる負擔と考へて居た傾が多かつた。尤も都市中には、大多數の住民が積極的に選舉に關與したものではないが、多くの都市にあつて

は市民は殆んどこれを顧みず、中には市長や閉鎖團體たる市法人にこれを委せて居るものも多かつた。要するに都市における選舉資格は初めより區々であつた。而してその差異は、時代の經過と共に著しくなつた。十五世紀の末期から十七世紀の初めにかけて、即ちチュードル王朝や、ステュアート王朝の初期にありては、國會をその勢力下に置かうと苦慮したる國王は、なるべくその選舉權を制限して、選舉の實權を少數者の手中に置かうとさへ試みた。一六八八年の名譽革命以後、下院は都市における選舉資格を全國的に一定せんとしたが成功せず、その選舉資格は各市によつてそれ／＼異つて居た。しかし概觀すれば、それは四種類に分つことが出來た。

第一種 一般の納税者たる市民に選舉權を與へたもの、即ち原則としてその都市に居住し、救貧税を負擔する成年男子に對してすべて選舉權を與へたるものにして最も廣く行はれて居た。中には居住期限さへ設けられないものもあつた。その選舉權は通常スコット・エンド・ロット選舉權 (scot and lot franchise) と稱へられた。この制度を有する都市にては、寺區當局からの救助金又は救貧金を受領したものは、直ちに選舉權を奪はれた。

第二種 獨立生計者に選舉權を與へたもの、獨立生計者にのみ選舉權を與へんとするものにして、一戸の家屋占有者は勿論一戸の占有者に非ずとも、苟も炊事の出來る竈又はストーヴを有する一室を占有する者であればこれを獨立の生計を營むものと看做して、これに選舉權を與へた。通常これを鍋持 (potvaller, potvaller) の資格と稱した。この資格は勞働者にも自然選舉資格を與へたが、これを採用せる都市は餘り多くなかつた。又土地又は家屋の占有者 (burgage hold) なることを選舉權の資格としたものもあつた。但しこれもすべての土地又は家屋の占有者に選舉權を與へたものではなく、やはりいろいろの制限や條件はあつた。中には現實にそこに定

住して居ることを必要としたものもあれば、又殆んど何等居住期間を要求しないものもあつた。

第三種 都市の中には國會議員の選舉權が、市民に與へられずして、市長と閉鎖團體たる市法人とに與へられて居たものもあつた。而してこれ等の都市にあつては、役人等は必ずしも常に清廉ではなかつたので、國會議員の地位が多くの人々によつて希望せられるものになると、彼等は或はその地方の有力者の指名する人を選挙したり、中には最も多額の金錢を提供するものに賣却したりするやうなこともあつた。

第四種 最も多くして且つ最も重要なものは、自由民 (freeman) たることを選舉權の要件としたものであつた。この自由民といふのは、一種の特權階級を意味したものであつた。初めは他人に對して身分上の隸從關係を有せざるもの、即ち奴僕 (servant) 又は農奴 (villain) 等を除く以外の人々は、すべて自由民と認められて居たのであつたが、その後、その資格は次第に制限せられ、後には一定の條件を具備するもののみ與へられる特權となつた。而してこれを與へるものは市長及び市法人であつたので、彼等は其の欲する如き選舉をなすために、時として一時に多くの自由民を作つたりした事もあり、その特權は屢々濫用せられた。

自由民たる資格を獲得する方法にはいろいろあつた。第一は出生によるものであつた。即ち自由民の子はすべて自由民で、彼等は成年に達すれば當然選舉權を行使することが出來た。第二は役務による獲得で、通常七ヶ年間自由民の許に年期奉公を勤め上げたものは、その市の自由民たる資格を與へられた。又自由民の娘と結婚することによつても、自由民たる資格を獲得することが出來た。それが自由民の娘の一つの婚資とさへ看做された時代もある。而してこれ等すべての有權者の選舉たるや決して嚴正なものではなく、殆んどすべてが情實又は威迫による

に非ざれば買収によつてのみ投票をなして居たと言つてもよい位なのである。

5 不公平なる代表制度

選舉區の大きさも大小さまざまであり、従つて代表は頗る不公平であつた。州にあつては、その初め國會に對して騎士の派遣を命ぜられたとき、各州より差出すべき議員數は、區域の大小、人口の多寡に頓着なく、すべて二人づゝであつた。後にウエールスが併合せられたときには、ウエールスの州も亦其の大小に論なく、すべて一人づゝの代議士を出すべしと定められた。しかるに州の面積及び人口には頗る大なる差異があつたので、其の代表は初めから甚だ不公平なものであつた。都市についてはその不公平はもつと甚だしかつた。十四世紀の頃においては、國王は州奉行に命ずるに、その州内における適當なる都市を選んで市民の派遣を命ずべしとして、その都市の選擇を全然奉行の判斷に任せて居た。もとより自ら比較的重要な都市が第一に選ばれたものではあつたが、或る都市は議員を出して居るのに、それと甲乙のない他の都市はこれを出して居らぬと云ふ如き不公平は至るところにあつた。又國王は議會操縱の便宜上、其の同情者の多い都市、若くはその意の如く操縱することの出来る都市よりなるべく多くの議員を選出せしめんとしたので、時としては人口の頗る小なる村落に對して都市の資格を與へたこともある。エリザベス女王時代になつてからもサー・クリストファ・ハットン (Sir Christopher Hatton, 1539-1591) の希望によつて、コルフエ・キャッスルやビショップス・キャッスルの如き村落が都市として憲章を與へられ國會議員選出の權を有するに至つたことがある。

十七世紀になつてからでも、都市の数は一定せず、これを増加することは國王の意思一つに懸つて居た。かくて人口の少ない小町村が都市としての資格において國會議員を出して居るのに、人口の多數にして且つ重要な都市と雖も、その權利を與へられて居ないものが出來たりしてその方面から絶えず苦情も出て居た。しかし十七世紀以前にあつては、國會議員を出すことは何れかと言へば負擔に屬するものであつて、欲求すべき權利であると考へられて居なかつた。議員たることは必ずしも望ましき地位ではなく、通常の市民はなるべくこれに選出せらるゝことを避けんとして居たので、十七世紀の末に至るまでは、選舉區は、その選出したる議員に對して往復の旅費や馬の外に一日、三志乃至五志の日當を支給せねばならなかつたのである。しかし、それだけの手當を與へられても出來得べくんば議員に選出せらるゝことを逃れんとする人達が多かつた。それで都市の中には、國王に對して種々なる寄附金や一定の義務を負擔することを條件に、議員を送ることを免除してもらつたものが十七世紀のずつと後半期になつてからさへもまだあつた。だから初期にあつては市民自身も選舉せられることをなるべく避けんと欲して、病氣又は家事の都合等を云ひ立て、これを逃れんことに苦慮したのも相當に多かつたのである。この時代には投票の買収や選舉の腐敗の如きは全く存在しなかつた。

6 選舉區の腐朽

しかれども十七世紀の末期頃となり、下院の勢力が大に伸長して來ると、國會議員たるものが、次第に好ましき地位となり、その議席も價值あるものとなつた。選舉區にとつても議員を出すことは負擔ではなくして特權で

ある様になつた。選舉人はその投票が賣ることの出来るものであることを發見し、市長や市法人は選舉毎に動かさざる利益を占むるやうになつた。従つて議員の選出權を與へられて居ない都市は、その與へられざることに對しての不満を訴ふるやうになり、議席分配の不公平は屢々問題となるに至つた。かゝる間に産業革命の進行は人口の分布状態に大變動を來さしめ、從來の寒村を化して大都市となすと共に、往時に繁榮せる都邑をして一廢驛たらしむることもあつたので、代表は地理的にも頗る不公平なものとなつた。

即ちこれを概観するに、一八三一年におけるイングランド及びウェールズの人口は約千四百萬であつたが、南部地方の十縣は三百二十六萬の人口しか有して居ないのに、二百三十五人の下院議員を出して居た。しかるに北部地方における六縣は三百五十九萬四千の人口を有して居ながら、六十八人の議員しか選出して居なかつた。コーンウォールは三十萬の人口を以て、四十二人の代議士を選出して居るのに、ランカシャーは百三十萬の人口を以て十四人しか出して居なかつた。バーミンガムやマンチェスターは既に十萬以上の人口を有し、リーズやシェフィールドは五萬以上の人口を有して居るのに、未だ獨立せる選舉區たることを認められて居なかつた。それであるのに人口二十五人以下に過ぎざる獨立選舉區が、三十六もあつた。コーンウォール縣のボスネーは戸數三十戸の寒村であつて、しかも有權者九人の中八人が一つの家族であつた。それでも二名の代議士を出して居た。又サーレー縣のガットン公園であつた。ウイルトシャーのオールド・セールムには既に一軒の人家もなく従つて一人の住民さへもなかつた。しかし、そこには七人の有權者があつて彼等は二人の國會議員を選出して居た。エセックス縣のダンウイチ町は既に北海の水底に没して居た。けれどもそこからやはり二人の代議士は選出せら

れて居た。

7 選挙の腐敗

人口の分布に大變動が行はれ、多くの新都市が勃興したにも拘らず選挙區の改正も行はれず、又新興の都市に國會議員の選出権を與へざりし結果として、國會は自ら主として地主の利益を代表するものとなり、商工業者の不平不満はこの點からも頗る甚だしくなつた。しかしこれにも増して人々に不満を感じしめたのは、少なる選挙區程貴族や大地主の專横が甚だしく、選挙の腐敗の甚だしいことであつた。これらの選挙區にては、代議士は選挙せられるといふよりも、むしろ貴族や大地主によりて任命せられるやうなものであつた。而してこれ等の貴族や大地主には後援者 (patrons) なる名稱が與へられ、彼等の自由になる選挙區は通常懷中選挙區 (pocket borough) 又は閉鎖選挙區 (closed borough) 等と呼ばれ、後には腐朽選挙區 (rotten borough) とさへ稱せられて居た。もとよりこれ等の選挙區は、彼等の財産と同様に觀念せられ、そこにおける選挙は全くパトロンの意志一つによつて決定して居た。故にこれらの選挙區にては、立候補も選挙運動も何等必要はなかつた。選挙は極めて簡単に決定した。しかしそうかと言つてかゝる選挙區から、かゝる手續によつて選出せられた議員が、すべて素質劣悪のものとは限つて居なかつた。優秀俊毫の議員も多數選出せられて居たのである。

例へば改革論者の先達となつたチャールス・ジェームス・フォックス (Charles James Fox, 1749—1806) の如きも、かゝる腐朽選挙區の一つから出て居たことがある。フォックスの父は貴族であつたが、彼はその子に政

治教育を授けんがために、先づこれを下院に送らんと欲して適當なる選挙區を物色した。而して、これをミッドファストに發見した。その時フォックスは未だ十九歳の青年でしかなかつた。彼の自叙傳によればその選挙區こそは極めて理想的な面倒のない選挙區であつた。そこには人間は一人も居住しては居なかつた。選挙權はモンテギュー子爵一人の手にあつた。選挙の期日になると子爵は選挙權を一時二三の下僕に與へ、これらの下僕に對し、何人を推薦し何人を選挙すべきかを命令して選挙事務をすまさせるのであつた。かゝる儀式をもつてフォックスは議員に選出せられたのであつた。しかもその時彼自身は、イタリアに旅行中でさへあつた。又後の大宰相ウィリアム・ピット (William Pitt, 1750—1806) が議會に入つたのも、殆んどこれと似た手續によつてであつた。ピットが選んだ選挙區はアップルビーと稱する地方で、そのパトロンは、サー・ジェームス・ローザーであつた。彼は後にピットによつて授爵を奏請せられて貴族となつたが、その所有地から九人の國會議員を自由に選出することが出来たといはれて居る。

8 選挙界ますゝ惡化

かくの如く一人の大地主が多くの選挙區を左右することは、既に十六世紀の頃からあることはあつたが、十八世紀になつてからはそれが頗る多くなつた。例へばダーリントン伯爵は八箇の議席を有し、ノーフォーク公爵及びフィッツ・ウキリアム伯爵は、各々六箇の議席を左右し、デヴォンシャー公爵、ニューキャッスル公爵、ノーザムバランド公爵、バッキンガム侯爵、ハートフォード侯爵、ボウイス伯爵、カーリントン男爵等は各々五箇

を、ベットフォード公爵及びルトランド公爵は各々四箇の議席を自由にして居たと稱せられて居る。序でながら一八〇〇年から、一八八五年までの議員数は六百五十八人であつた。

カートライト (John Cartwright, 1740—1824) が一八二〇年に提出した選挙法改正の建議書によれば、下院における二百の議席は九十人の貴族によりて全く左右せられて居り、同じく百三十七の議席はこれ又約九十人の大地主によりて、自由にせられて居る。その外政府の自由にする事の出来る選挙区も相當に多いので、全體で三百五十三人、即ち議員数の過半は、僅か二百人弱の貴族又は富豪の任命するところとなつて居るといふことであつた。これらの議員は自然議會においても、そのパトロンたる貴族又は富豪の命令によつて動いて居た。而して政府は議案の通過をはかるためには議會の同意を必要とするので、これがために自然パトロン等との交渉を生じ、遂には或は官職を與へ、又は名譽を授け、若くは利權を提供する等種々なる手段を講じて、パトロン等を買収するやうなこともなつた。十八世紀の終りには、殆んどそれ公然の事實となつて居た。パトロンの支配に屬して居ない選挙區においても、議席の賣買や投票の賣買は當然の如くに行はれた。中にはこれを競賣に附して最高入札者に落札したものさへあつた。この傾向を助長したものは、殖民地歸りの成金輩、所謂 nabobs の連中であつた。彼等は多年の殖民地生活において巨萬の暴富を積んで歸つたが、保守的な本國の社交界は彼等を目するに、教養の低き成金輩なりと侮蔑して、なか／＼容易くは仲間を迎ひ入れてはくれなかつた。彼等がその金を以て容易に入り得るところは世界第一のクラブ (the best club in the world) と稱せらるゝ下院だけであり、こゝに入れば名譽ある國會議員たるの高き地位をも得ることが出来るので、彼等はそれがためには多額の金

を惜まなかつた。一七六七年チェスターフィールド (Earl of Chesterfield, 1694—1773) が彼の子息に與へたる書翰によれば、議席の相場は三千磅から五千磅位した由である。

一方には選挙權に甚だしき不公平があり、他方にはかくの如き公然たる腐敗があつたので、人民の不滿はますます増大した。政情は次第に險惡になつた。改革の必要は焦眉の急に迫つた。

第二 一八三二年の改革以前における腐敗状態

1 選挙に對する干涉、買収、威迫

十八世紀の終り頃になつては、腐朽選挙區の増加と選挙區賣買の流行とによつて、人々は投票を以て當然賣買讓渡なし得べき權利なるかの如き常識を養つたが、しかし十八世紀の初期までは、投票の買収が最も有效なる投票獲得の手段であるとは、少くとも選挙人の比較的多數なる選挙區においては未だ認められては居なかつた。この當時における最も有效なる投票獲得の手段は買収よりも寧ろ威迫と暴行とであつた。地方における、選挙に對する競争は十七世紀の初め頃から次第に激しくなつたが、それは主として、中央の政治勢力に對する地方勢力の反抗、又は國教會に對する清教徒の争といつたやうなものが多かつた。従つて争は眞剣であり、選挙は往々にして暴行や強迫を伴つた。

スチュアートの諸王、殊にジェームス二世の如きは甚だしく國會と抗争し、干渉買収あらゆる手段を用ひて、王黨の勢力を増加することに努力したが、野黨もこれに劣らざる惡辣なる方法を以て對抗したので、この頃から干渉も買収も盛んに行はれるやうになつた。ジェームス二世に對抗して戦つたワルトン侯爵 (Marquis of Warton, 1640—1715) の如きは、その勢力を維持するために、あらゆる手段を用ひて選舉を争ひ、そのため彼一人にて費したる選舉費用のみにても約八萬磅の多額に上り、一七〇五年の選舉の時だけでも二萬五千磅から費つたと言はれて居る。それで其の選出し得た議員數は二十人から三十人位であつた。又イギリスに議員内閣制を確立したと稱せらるゝワルポール (Robert Walpole, 1676—1745) の如きも、三十年に亘つてその政權を維持し得たのは、全く選舉に金を惜まずして、買収響應をやつたからであると稱せられて居る。イギリスの選舉は彼の下にあつて、最も甚だしき腐敗の慣習を造つた。ワルポールの後繼者たりしペルハム (Henry Pelham, 1696—1754) もワルポールを踏襲して更に甚だしく、これより一八三年の大改革に至るまでは、買収、響應、強迫、僞購はあらゆる選舉界に横行して、何人もその存在を以て當然のこととして怪しまざるまでになつた。

2 一六九六年の不正選舉取締法

選舉の取締法規が制定せらるゝに至つたのは十七世紀の初め、ジェームス一世(一六〇三—一六二五)の時代からであつた。この時代から投票に關する種々なる規則が發布せられて、選舉人や候補者に對する選舉運動の準則は定められ始めた。しかし下院議員選舉に關する一切の問題を審査決定する權限は唯下院にのみ屬するものとせ

られて居り、従つて多くの場合、問題は政治的に若くは黨派的に解決せられて居た。選舉における不正を取締りこれが罰則を定めた最初の法律は、一六九六年の不正選舉取締法 (Treating Act) であつた。それは選舉に際し投票を得るために選舉人に金錢、食事、又は飲料等を供與したる候補者を失格せしめ、かゝる選舉を無効とし、かゝる供與を受けたる選舉人に對して五百磅の罰金を科したるものであつた。又すべての投票者に對して買収せられざる旨の宣誓をなさしめた。その宣誓は次のやうなものであつた。

「私は、私の投票をこの選舉において與へるために、私の利益及び利用のために直接にも間接にも、何等の金錢も、官職も、地位も、雇傭口も、贈物も、報償も、有價證券も、又雇傭口又は贈物等に對する約束も、全く受けません、又受けても居りませぬ。又この選舉において未だ投票はいたして居りませぬ。故に神よ助け給へ」

3 不正選舉取締法の效力

(a) 買収 若しこの取締規定や宣誓がそのまゝ誠實に行はれて居たならば、選舉界は忽ちにして肅正せられて、問題は全くなくなつたであらう。しかしながら買収や僞證は頗る多かつたらしく、この宣誓を眞面目に考へた選舉人は殆んどなかつたといふことである。一七七四年ヒンドンにおける選舉の如き、殆んどすべての選舉人が買収せられて居たことがわかつた。しかも彼等は恬然として何等これを恥づる色がなかつた。彼等は投票は最高の値をつけたものに賣るのが當然だとの信念をさへ有して居た。

これはヒンドンのみではなかつた。サドバリー市は公然と投票買ひ手を求むるの廣告をなして居り、グラムパウンド市の選舉人は、一人當り三百ギネア(一ギネアは二十一シリング)づゝ貰つたことを誇つて居り、アイ

ルスバリ市においては、投票に對して最も高き價をつけた者に對して、市當局者が當選を保證して居り、スタッフォード市及びシェリダン市にては、選舉の始まるずつと前に一票五ギネアの割合を以て投票の前賣を行つて居た。ハル市及びウイルバーフォース市においては、連記投票一票四ギネアが相場であつた。イルチエスター市には巧妙な統制方法によつて一票三十磅にも釣り上げて市民の喝采を博したこともある。

これらは何れも當時の選舉人が如何に甚だしく腐敗して居たかを示すものであるが、シヨーアハム市の如きは、更により惡質であつた。こゝにおいては選舉人は投票を高價に賣却せんがための一種の株式會社をさへ造つた。

その組合は表面は慈善團體を標榜し、その名を *Christian Club* と稱した。入會の資格あるものは有權者に限られ、有權者の殆んど全部がこれに加入して居た。會員は五百磅の保證金を納めて、祕密嚴守の宣誓をなした。選舉の行はるゝ際には、委員會を設けて各候補者と交渉を開き、その最も高價に投票を買ふ者に纏めてこれを賣却し、その代金を各自に分配して居たのであつた。

(b) 饗應 金錢による買収のみならず、饗應による買収も亦盛んに行はれて居た。一七六八年ノーザンプトンにおける選舉の際の如き、ハリファックス伯爵、ノーザンプト伯爵、及びスペンサー伯爵の三伯爵は、互にその推薦せる候補者を支持して激烈なる競争をなし、遂には何れもその豪華なる祖先傳來の大廣間を解放して日夜選舉人を招待し、自由にその酒庫に出入するを許して、あらゆる饗應歡待の限りをつくした。彼等が如何に選舉人の歡心を求むるに骨を折つたか、又選舉人がその饗應を以て恰かも當然の權利であるかの如く無作法に享受したかは、その際不幸にしてハリファックス伯爵のポート・ワインが全部飲みつくされてしまつたので、彼は

やむを得ず祕藏のボルドー葡萄酒を提供した。ところがそのボルドー葡萄酒が市民の嗜好に適しなかつたといふので、彼等は口々にその不味なりしことを罵りつゝ、直ちに一團となつて同邸より出で行き、ハリファックス伯爵に對する評判が、一時に悪くなつたといふやうな事例さへも傳へられて居る。又ウルバーフォース (*William Wilberforce, 1759—1833*) の如き改革論者ですらも、ハル市から立候補した時には、三百人もの選舉人を料理店に招いて、大饗宴を張つたと言はれて居る。その外、選舉人の歡心を求むるためには、殆んどあらゆる手段が試みられて居る。候補者自身は勿論その妻子親族友人等までも出動して、戸別訪問やら、拜み倒し等も大規模に行はれて居る。殊に身分高き、美しき婦人の戸別訪問哀願は最も效果的であつたと傳へられて居る。

(c) 威迫 投票獲得の手段として暴行や威迫等も亦盛んに用ひられて居た。ことに投票は口頭を以て公衆の面前で行はれて居たのであるから、小作人や借家人等は、地主の命令する如くに投票しないと、或はその小作權を奪はれ又は小作料の値上を迫らるゝやうな危險があつた。

ウェストミンスター市の或る選舉人は、選舉に關しては他人の請託や干渉を容るべきではないと信じて、その欲するが如くに投票したところが、その家主たるベットフォード公爵から、直ちに家屋を明け渡すか、しからざれば從來の二倍に相當する家賃を支拂ふべしとの申渡を受けた。地主又は家主が選舉に際して、その小作人又は借受人に命令することは、當然の權利の如くに思はれて居た。

(d) 暴力手段 暴力行爲も亦盛んに行はれて居た。殊に買収や威迫が十分に有效でない時には、自ら種々なる暴力行爲が行はれた。これも最初は熱心、興奮の餘り自制心を失つて突發的に行はれた程度のものであつたが

後には計畫的組織的にさへなされるやうになつた。一七四一年の總選舉に際してウェストミンスター市においては朝野兩黨の勢力が殆んど伯仲して居たので激烈なる競争が行はれたが、愈々投票日となり投票締切り時間が切迫するに従ひ、野黨側の勢力が次第に優勢を加へて來たので、政府黨の候補者は遂にたまり兼ねて暴力手段に出で、官憲の援助の下に投票所を閉鎖して、選舉の終了を宣告した如き實例もある。十八世紀の終りに近づくや、かかる暴力行爲は愈々一般化して兩黨共屢々暴力を以て投票所を占領し、又は中途に閉鎖する如きことをなした。そのために死傷者を出したことも少くはなかつた。選舉人を多數有する選舉區にありては靜肅な選舉といふものは殆んど稀でさへあつた。

(c) 投票、偽購、偽購行爲も亦相當に行はれた。反對黨に屬する選舉人を何等かの口實の下に監禁したり、又は裁判の證人に呼出して投票所に行くことを妨げたりするやうなことは、實に屢々行はれて居たことである。ブレントフォード市においては、選舉の當日多數の選舉人が陪審員に召集せられて投票が出来なかつた例がある。ロンドンに居住する不在投票者 (non-resident voters) が、選舉のためにその選舉區へ行かうとしたが、途中種々なる妨害に逢つてとうとう着くことが出来なかつたやうなこともある。甚だしいのは船で行かうとした一團の選舉人が、全然別な土地へ連れて行かれてしまつたといふこともある。かくの如くにして選舉人の少數なる選舉區においてはその少數者によつて勝手な選舉が行はれ、又選舉人の多數ある選舉區においては多數の勢力を利用して種々なる不正が行はれた。公正なる選舉といふものはなかく行はれなかつた。

4 法外なる選舉費用

従つてこの時代 (一八三二年の大改革以前) の選舉においては、選舉費用も頗る多額を要した。それは選舉運動が六箇月も續いたことすら稀でなかつたので、買収や饗應のために多額の費用を要したのみならず、運動員の手當や事務的の費用だけでも相當多額に上つたのである。ことにその期間中は、選舉人に對して贅澤なる酒食を饗應しなければならぬ習慣があつたこと故、議員候補者の負擔は随分重かつた。

一七六八年ノーザンプトン市の選舉の如き、スペンサー卿はその指定したる候補者のために、十萬磅以上を費消し、反對黨側では十五萬磅も費し、そのためにハリファックス公爵は遂に破産したと言はれて居る。これはもとより例外的の場合であるが、更にその四十年後には、選舉の關ヶ原 (Austerlitz electioneering) と稱せられた有名なヨークシャーの選舉があつて、その選舉において三人の候補者の費した費用は合計五十五萬磅に達したとさへ傳へられて居る。一般的に言へば選舉人の數の多い縣選舉區の選舉は多額の選舉費用を要して居たが、選舉人の少い都市選舉區でもなか／＼多額を要したものがある。一七九六年におけるメイドストーン市の選舉においてクリストファ・ハル (Christopher Hall) なる候補者は、時間に三千磅を使つたと言ふが、又ダーハム市の選舉において、ラムトン (Lambton) は三萬磅を使ひ、リヴァプールの或る候補者は五萬磅を使つたと言はれて居る。それに比較すれば、懷中選舉區や腐朽選舉區の如きは、まだ弊害の頗る少いものであるとして辯護せられて居たことも首肯が出来るのである。

第三 一八三二年の大改革とその以後

1 改革運動起る

かくの如き選舉界の腐敗に對して、心ある人々はいたく慨嘆した、ジョン・ロック (John Locke, 1632—1704) は既に一六九〇年に大いにこれを非難して居る。その後多くの人々によつて幾度か改革案は提出せられたが、何れも成立するに至らなかつた。それでも、これらの改革意見が無視すべからざる政治上の一勢力となつて、政治の動向を支配するに至つたのは、産業革命の結果として興つたブルジョア階級が、大地主によつて支配せられて居る下院に對して強硬なる苦情を持ち出し、新興産業都市の名において議席の再分配を要求するに至つてからである。そして、それは十八世紀の終り頃からであつた。新興のブルジョア階級を代表するホイッグ黨はその先鋒を承つた。而して彼等はこの問題を携けて、十九世紀の初頭以來大に議會に争つたが、殊にその首領ジョン・ラッセル伯 (Earl John Russell, 1792-1878) は一八二〇年、一八二二年、一八二三年、一八二六年、一八二八年、一八三〇年等と引續いて選舉法改革の必要を議會に論議し、大いに改革運動の氣運を煽り立てた。しかしながらフランス革命の戦慄すべき經驗に恐怖せる保守主義的な英國人は、民主主義的なあらゆる改革運動に對して極度の警戒心を持ち、加ふるに國際關係の多事は、國民及政治家の注意を主として對外關係に向はしめたので、改革は約半世紀もおくらせられた。

2 改革案を繞る抗爭

然れどもナポレオンの没落によつて歐洲の國際紛糾も一段落を告ぐるや、久しい間鬱積せしめられて居た政治に對する國民の不平不満は遂に勃發して、内政の改革に對する強き要望を生じ、それらの不満を適當に解決處理するには下院をして眞に國民を代表するものたらしむることが先決要件であるとの輿論が起つた。即ち具體的には既に代表の實を失ひたる腐朽選舉區を廢止し、新に勃興せる産業都市に議員の選出權を賦與し、同時に選舉權を擴張すること等が熱心に要望せられた。たゞ一八三〇年フランスには七月革命が起つてブルボン王朝の國王を亡命せしむる程の大動搖が起つた時、イギリスにおいても、それに煽られて民心の不滿は正に絶頂に達した。しかるに時の首相たりしウォタローの英雄ウェリントン公爵 (Duke of Wellington, 1769—1852) は頑として何等の改革をも認容することを拒絶した。彼は現行の制度を以て何等の缺陷を有せざる満足すべきものなりとし、若しも新たな選舉制度の制定を求めらるゝことあらんか、彼は現行のものと同一のものを提案することに躊躇せざるべしとさへ言明した。しかれども間もなくウェリントン内閣は、財政問題のために辭職を餘儀なくせられて政權は改革運動の熱心なる指導者たるホイッグ黨の首領グレイ伯爵の手に移つた。

改革案は一八三一年三月一日、二十年來その改革を主張し來りたる老政客ジョン・ラッセル伯によりて下院に提出せられたが、議案は第二讀會を一票の多數を以て辛うじて通過したゞけで、四月十九日の第三讀會においては遂に否決せられてしまつた。こゝにおいて政府は議會を解散し、國民に向つて是非の判斷を求めた。國民はも

とより大多數を以て政府黨を支持し、懷中選舉區の中にさへ、持主の意思に反して改革派の代議士を出すものさへあつた。而して新に成立したる議會に對して、政府は六月二十四日に前回と殆んど同一の議案を提出したが、この案は九月二十一日に百九票の多數を以て下院を通過し、議案は上院に回附せられた。

上院は初めより、この案を以て貴族の政治勢力を脅かすものなりとして強硬なる反對の態度を持して居たので、直ちにこれを否決した。下院は直ちに内閣信認の決議をなしてこれに酬ひた。従つて内閣は辭職することなく一旦議會を閉じ、諸般の政治工作を行ひつゝ次の會期の劈頭、即ち同年十二月十二日、多少の修正を行つて三度び同一の議案を提出した。下院は翌一八三二年三月二十三日これを可決して直ちに上院に回附した。この時に當り一般の世論は改革案を支持し、國王ウィリアム四世は政府に約束するに、若しも上院にして飽迄も本案の通過を拒むにおいては、而してこの案を通過せしむるために、他に方法なき場合には上院における反對勢力を壓倒するに足るだけの新貴族を作り與ふべしとの内諾を與へられて居るといふことを信じて居た。兎に角政府側は可成り高壓的な態度を以て上院に迫り、上院側は動もすれば受太刀の事であつたといふことは事實である。既にその第二讀會においてすら、十七人の貴族は反對より賛成に轉じウェリントン公爵を初めとして多くの議員は票決の間に退席して故意に票決に加はることを避けた。しかし、五月七日に行はれた最後の第三讀會においては、反對黨は遂に多數にして改革案は再び否決せられて政府は敗れた。こゝに於て政府は、國王に奏請するに反對勢力を壓倒するに足るだけの新貴族を任命せられんことを以てし、然らざれば挂冠の外なき由を以てした。然れども國王はかゝる理由を以て一時に多數の貴族を造ることを好まれなかつた。又それ程までにしても改革案を成立せし

めねばならぬとの必要も感じて居られなかつたので、兎に角一旦その辭職を聽許し、トーリー黨の領袖に對して後繼内閣の組織を命じた。しかれども時機は既に過ぎ去つて居た。唯保守的な貴族の勢力にのみ依頼して、新興階級の熱烈なる支持の下にある下院を敵として、この難局に處して行くだけの自信を有するものは流石のトーリー黨の中にもなかつた。ウェリントン侯の剛腹を以てしてさへ組閣に失敗して、遂に閣下に伏奏してグレー卿を再び召還するより他に方法なき旨を以てした。ウィリアム四世は已むを得ずグレー卿を召して、その必要とするだけの新貴族を作り與ふべしとの宸翰を賜りて留任を命じ、同時にウェリントン侯その他強硬なる改革案反對者を諭すに、議案の成立を妨げざらんことを以てしたので、反對論者は一齊に議場より退きて、遂に大多數を以て上院をも通過することが出来たので、一八三二年六月こゝに初めて改革法は成立した。

3 改革法の内容

一八三二年の改革法 (Reform Act of 1832) は、選舉區を改正し、選舉權を擴張して以て從來の貴族の政治勢力に大打撃を與へたものであつた。選舉區の改正は議員數に増減をなさざることを原則としてなされた。即ちこれによりて、從來二人づゝの代議士を選出して居たところの人口二千以下の小ボロー (選舉區) 五十六は獨立の選舉區たることを廢止せられ、人口二千乃至四千の選舉區三十は選出代議士の定員を一人づゝ減少せられ、ロンドン市もその定員を四人より二人に減少せられた。これ等の廢止若くは減員せられた選舉區の大部分は、從來少數の貴族又はパトロン等によつて自由に左右せられて居たところの所謂腐朽選舉區又は懷中選舉區と稱せられるも

のであつた。かくして得られたる百四十三の議席中、六十五は從來獨立の選舉區たることを得ざりしマンチニスター、バーミンガム、リーズ、シェフィールドその他の新興都市に分配せられた。又六十五は、人口増加の著しき縣に分配せられ、残り十三はスコットランド及びアイルランドに與へられた。しかし、選舉區の分配は必ずしも正確にその人口に比例するやうに行はれたものではなかつた。人口三千にして一人の代議士を選出することが許されて居た選舉區もあれば、人口四十萬を超えて一人しか出せぬリヴァプール市の如き選舉區もあつて、全體から言へば農村は都市に比し依然として過大なる代表者を有して居た。

又選舉權が擴張せられた都市にあつては、年額十磅以上の賃貸價格を有する家屋を所有し若くは占有する者に對してすべて選舉權が與へられ、縣にありては、年額五十磅以上の價格を有する土地の賃借 (tenants at will) 又は年額十磅以上の土地所有者 (copyholders) 又は地上權者 (lease holders) に對して選舉權が與へられた。かくして新に選舉權を獲得したる者の數はイングランド及びウェールズのみにも二一七、三八六に達し、全國の有權者數は約四十五萬五千人に達した。これと同時に初めて選舉人登録制度が採用せられ、すべての選舉人は選舉人名簿に登録せらるゝに非ざれば投票することが出來ぬことになつた。

4 腐敗猶止まず

この改革によりて選舉界は大にその面目を改むるに至つたには相違ないが、多年の宿弊はこれがために決して一掃せらるゝことは出來なかつた。選舉人の數は増したが投票は依然として、選舉委員の列席する面前に於て口

頭による方法を以て行はれて居り、從つて投票の買収、脅迫、各種の欺瞞行爲は決して減少はしなかつた。唯、多少その趣を變へたに過ぎなかつた。貴族や富豪等は矢張りその勢力を驅使して選舉を左右し、投票の買収は依然として行はれて居た。唯、金錢を以てする買収の方法は以前とは多少變つた。多くの選舉區においては公然たる現金の授受が行はれて居た。

スタッフォード市で投票が始まると共に、投票の糺り上げが行はれ、接戦が際どくなつて來ると、法外な値を出すやうなこともあつた。カンタベリー市では、各選舉人は投票の代價を取立てるために二人の友人を指名し、これに金錢と引換へ得べき切符を委託することが許されて居た。リヴァプール市では投票者に切符が渡され、投票者はそれをその場においてビールと交換することが出來た。又その切符は現金と同様に酒屋で通用もした。

プリストル市では、保守黨の運動員は牛肉を以て投票の買収をするのを常として居たが、その牛肉は保守黨の黨色名を冠して青牛肉 (blue beef) といふ名で呼ばれて居た。ライセスター市では投票日が近くなると、各黨派は共に諸所に酒屋を開いて投票者を饗應して居た。而して投票日になると入つて來た有權者を饗詰 (pretty wellcome) にして置いて、一纏めに馬車で投票所へ運搬したが、その大部分の者は前後正體もなく酔ひつづれて居て、満足に口が利けない位になつて居たといふことである。又投票者には投票の前に切符を渡して置いて、彼等がその命ぜられた通りの投票をすれば、後でこれを金錢に引換へてやつて居た。

かゝる直接的の買収でなく、間接的の買収もよく行はれて居た。選舉人に對して、頭割禮金 (head money) とか土産金 (basket money) とか稱して一ギニヤか二ギニヤ位を贈答するのが習慣になつて居たところもあ

る。これは法律上は投票賣買の契約を以て授受されたものではないので、所謂、買収なる犯罪を構成するものは認められて居なかつた。

又選舉人に對して名目的の仕事に依頼し、これに多額の報酬を與へる買収方法も廣く行はれて居た。或る選舉區においては、殆んど全部の選舉人が黨派の委員なることを委嘱せられ、何等の仕事もしないのに一日五シリングの日當を與へられて居たことがあるといふ。使ひ役といふ名目で雇はれて、何等の仕事もしないのに多額の日當を與へらるゝ如きは普通のことであつた。グラッドストーン (W. H. Gladstone, 1809—1898) さへ一八三二年に初めてニューワークから立候補した時には、多くの選舉人を以て音樂隊を編成せしめ、これに多額の日當を與へて間接的な買収を行つて居るのである。

これらの買収の外に種々なる誘惑や脅迫も行はれて居り、選舉は概ね有力者の左右するがまゝであつた。都市にては新に選舉權を與へられたる人々も、その職業又は取引の關係上多くは上流階級に依存して居たし、地方においては小作人は地主に従屬して居たので、その命令する通りに投票しなければ得意を失つたり、土地を取上げられたりする危険が頗る多かつたのである。

サウス・チエシヤエでは大地主が多くの小作人を投票所に率ゐる來り「恰かも、よく訓練せられたる軍隊」の如くに投票を行はしめて居た、又或る選舉區の大地主は、小作人が反對黨に投票する危険のあることを察知して、投票の當日彼等をその邸内に監禁して外出せしめなかつたやうなこともあつた。グラッドストーンは、ウェストミンスター卿の許可を得ずして、その小作人の投票を獲んとしたところから、選舉の禮儀 (electoral etiquette)

を知らざる振舞であると非難せられた。小作人は地主の命令によつて投票し得るものであるといふことは、一般に承認せられて居た一原則でもあつたやうである。この故に小作人の投票は地主が變ると共に變るのを常とした。例へば保守黨に屬する地主が、その土地を自由黨の地主に賣却すれば、從來保守黨に投ぜられて居たその小作人の投票は、直ちに自由黨に移るものであつた。一八四一年リーズ公爵が歿した時、小作人等はその遺産相続者が何れの黨派に屬するかを知らないために投票が出来ないで迷つて居た。その中に漸く一人の百姓が命令を持つて來て、「さあ、やつと御指圖が出た。俺等は今度は皆して黃色 (自由黨) に投票することになつたんだ。」と布れて歩いたこともあつた相である。

だから、この時代の運動員は貸借關係や營業資金の出所商賣取引の關係から、こまかい個人の情實關係等までも詳しく調査して置いて、或は表面から依頼したり、又は裏面から脅迫したりすることを忘れなかつた。そしてそれらの事情に通じてゐるもの程、有能な運動員と稱せられて居たことは、つい先達までの我國の狀態と殆んど變りはなかつた。

都市においては、労働者の投票は大部分雇傭主の意のまゝに左右せられて居た。労働者が雇主の意に背いて投票したために解雇せられた如き例は無數に存して居る。改革運動の激しかつた地方では商賣でさへも黨派關係によつて影響せられて居た。例のバーミンガム市では、保守黨に投票した商賣人の家のドアには何人によつてか×印が付けられて居た。これはこの家は保守黨に投票した者であるから、自由黨の人々は買物に行かぬやうとの警告を意味するものであつた。

かくの如き政争は一寸度を越すと直ぐに暴行になる危険があり、又その例も尠くはなかつた。ルウキスでは選舉人を誘拐したり監禁したりすることを防ぐために非常命令を出さねばならぬこともあつた。一八三七年には、投票の一週間も以前から道路を警戒するために五百磅以上の費用を要したことがある。コヴェントリーでは二人ばかりの暴徒が暴牛のやうになつて、自由黨に反對の候補者に投票しようとして居る市民に暴行威嚇を加へたことがあつた。これらの暴徒は一日五志づゝの日當を貰つて、反對黨の投票者を「傷をつけないやう、命をとらぬやう、そしてうんと殴りつけるやう」との命令を與へられ、その命令の如くに亂暴狼籍の限りをつくしたものであつた。

5 一八五四年の腐敗行爲防止法

議會ではこれらの腐敗、暴行を絶滅せんとして、種々なる法律を制定した。先づ第一に制定せられたものは一八五四年の腐敗行爲防止法 (Corrupt Practice Prevention Act, 1854) であつた。この法律は買収その他の腐敗行爲を列挙してこれを嚴禁し、その違反者には嚴罰を以て對した。特に議員候補者に對しては選舉に要したる費用を正確に計算して届出づべき義務を課した。けれども、未だ投票の公開主義を止めやうとはしなかつた。そのためにこの法律も期待せられた程の効果を擧げなかつた。公然と買収することは出来なくなつたが、買収は依然として有効に行はれたので、裏面では却つて買収が組織的に行はれるやうになつた。選舉運動員は恰かも買収業者のやうになつて四六時中選舉運動に従事し、殆んど選舉運動を以てその職業とするやうになつて居た。一

八六〇年代及び一八七〇年代に行はれた調査の結果によれば、投票買収の弊害は依然として變らないといふ地方が大部分であつた。

このやうな地方に於ては戸別訪問 (personal canvass) が最も有效な運動方法であつた。即ち運動員が選舉人を戸別訪問して、投票を依頼することであつた。この間に殆んど公然たる金錢の授受が行はれて居た。かくの如く買収の行はれたのは、主として投票を賣買することが道徳的に罪惡なりとの思想が、選舉人になかつたためであつた。しかし又、選舉人名簿に登録する手續が頗る複雑面倒なりしたために、選舉人はかゝる面倒を厭ひしかばその中に運動員が介在して登録の手續を一切引受け、その因縁を以て買収したことも選舉の腐敗を助けた一つの事情であると言はれて居る。選舉に買収の行はれるのは、選舉人の數が少數なるがためである。少くも選舉人の少いことは買収を容易にするものであると見た人々は、これを防止するの手段として選舉權の擴張を叫び、投票の秘密主義を要求した。而してこのために幾多の改革法案が種々なる内閣によつて提出せられては敗れた。一八六七年に至つて漸く第二の改革法 (Representation of the People Act, 1867) が可決せられ、選舉權は大に擴張せられ、選舉區にも多少の修正が行はれて代表の不公平は稍改められた。しかし、投票の公開主義は依然として維持せられ、これによりて選舉は依然として貴族の勢力の下に置かれて居り、選舉の腐敗は依然として改められなかつた。

6 秘密投票制度の要求

投票の公開といふことと、選挙の腐敗といふ事の間には明白なる因果關係が存して居た。けれども投票の公開を止めれば、投票者に對する貴族等の壓力は取去られ、下院における貴族的保守主義的の勢力は直ちに大打撃を受ける危険があつた。保守主義の勢力は言はゞ、選挙の腐敗によつて辛うじて維持せられて居るやうなものであつた。故に保守主義者は容易に投票公開主義を抛つことを敢へてし得なかつた。然れどもブルジョア階級の擡頭は必然的に貴族勢力の本城たる投票の公開制度廢止に向つて進んだ。かくて一八六七年の改革後間もなく、議會には秘密投票廢止案が提出せらるゝに至つた。而して調査委員會の調査報告によつて、これまで上層階級が選挙に對して振つて居た頗る大なる壓力、ことに經濟的脅迫による壓力が明白に暴露せられた。調査委員會は慎重なる研究の結果、選挙腐敗の主要なる原因がすべて投票の公開主義に基するものであることを知つて、直ちにそれが廢止を勧告した。然れども秘密投票を許すことは餘りにも大なる自由を投票者に與へるものであると考へられた。多くの人々は、それによつて投票が無責任になさるゝに至らんことを恐れた。更に多くの人々はそれによつて政界の勢力分布に大混亂の來らんことを一層恐れた。自由主義者たるグラッドストーンさへも一八六六年にはこれに反對なる旨を言明して居るし、ラッセルも秘密投票は却つて不正投票を増加せしむるであらうと言つて居る。シャフツベリー卿は投票を秘密に爲すが如きは甚だしき不名譽であつて、これは自己の卑怯と腐敗とを公然認めるやうなものであると言つた。ジョン・スチュアート・ミルも「投票の義務はその他の義務と同じく、公衆の目前において、その批判の下に公然と果さるべきものである」と言つて投票の公開制度を擁護して居た。

しかしながら、投票を公開制度にして居るが爲めに選挙の公正が保たれず、選挙人の脅迫、買収を容易ならしめ、良心的なる投票を不可能にして居ることが事實である以上は、この制度を飽く迄も擁護することは、結局この制度の有する缺陷を利用して選挙の公正を妨げ、弱者の投票を自己の有利に支配せんとすることを擁護することではなかつた。それでいろ／＼なる波瀾もあつたが、遂にこの投票法 (Ballot Act) は一八七二年に成立し、それより後、選挙人は何等の危惧なく良心的なる投票をなすことが出来るやうになつた。この投票法の結果として地主貴族等の勢力は著しく失墜し、議會におけるその勢力は、ますます衰頹した。然れども、投票の買収はこれによつて決して無くはならなかつた。否候補者はその當選を確保せんがために、一層大規模なる買収手段を用ひたるが如くでもあつた。

7 一八八三年の腐敗行為防止法

こゝにおいてかゝる買収行為を一掃せんがために、一八八三年從來の腐敗行為防止法 (Corrupt Practice Act) に改正が加へられ、買収その他の腐敗行為に對する刑罰を更に加重し、且つ選挙に際して候補者が費し得べき金額の最高額を制限するやうになつた。その制限金額は都市と縣によつて異つて居た。縣の選挙區においては、有権者數が二千人以内なるときは六百五十磅以内とし、二千人を超ゆるときはこれに六十磅を加へ、更にその有権者千人を加ふる毎に六十磅づゝを増加するを得しめた。又都市においては、有権者數が二千人以内なる時は三百五十磅以内とし、二千人を超ゆる場合には三百八十磅以内とし、更にその上千人を超ゆる毎に三十磅づゝを増加するを得しめた。而して選挙費用がこの金額を超過したるときには、その當選を無効となした。尤もこの外に各候

補者は自分の費用として更に百磅までを自由に使ふことが許された。猶この法律は候補者が選挙のために支出し得べき経費項目を詳細に規定し、候補者をしてすべての経費を明記したる計算書を提出せしめ、且つこの計算書の眞實なることを誓言するに非ざれば、議席に着くことを得ざらしむることとした。この取締法は選挙に際しての地主、資本家等の不當なる勢力を一掃し、選挙の腐敗を防止するに大いに役には立つた。しかし買収其他の腐敗行為はなか／＼絶滅するまでに至らなかつた。

8 その後の選挙法改正

次に一八八四年選挙権の擴張が行はれて (Representation of the People Act, 1884) 都市と縣との選挙資格が同一になり、有権者は殆んど二百萬人も増加して全國の有権者数は五百七十萬餘になつた。翌一八八五年には、選挙區大改正が行はれ、各選挙區は大體において人口を土臺として比較的公平に定められた。これにより七十二の小さな都市選挙區は廢止せられ、三十の都市選挙區は定員を一人づゝ減少せられ、六箇の都市選挙區は縣に合併せられた。かくして得られたる百四十二の議席は人口に比例して再分配せられ、人口の比較的大なる地方には多くの議席が與へられた。

たとへばマンチェスター、シェフィールド、リヴァプール等の大都市は三箇乃至六箇の議席を新に追加せられ、ランカシャーは十五、ヨークシャー西區は十三、ロンドンは三十九の新議席を與へられたのであつた。

選挙法に關する改正はその後においても幾度かは行はれて居る。最近においては一九一八年及び一九二八年の人

民代表法 (Representation of the People Acts, 1918, 1928) によつて完全なる普通選挙が行はるゝやうになり、婦人にも男子と同様な選挙権及び被選挙権が與へられて選挙有権者の數を著しく増大せしめたと共に、選挙費用の制限額も引下げられて居る。

第四 現行選挙制度の概観

選挙の取締法を語るについては、一應現今の選挙制度に關する概観を試むることを必要と感ずる。

1 選挙権及被選挙権

國會議員の選挙権及び被選挙権は主として一九一八年及び一九二八年の人民代表法 (Representation of the People Acts, 1918, 1928) によりて定められて居る。

(a) 選挙権 選挙権は次の資格を有する者に與へられて居る。

(一) 英國臣民たること

(二) 年齢二十一歳以上のものたること

(三) 選挙人名簿調製期日前、引續き三ヶ月以上、同一の選挙區内に居住すること

英國の臣民である以上は、インド人でも、カナダ人でも選挙権及び被選挙権を有することが出来る。選挙人名簿は毎年一月及び七月の二回に調製せられる。その調製方法は、わが國の如く戸籍簿によるものではなく、又ア

メリカ合衆國の如く選舉人自身の登録に俟つものでもなく、官吏を派して戸別に巡回調査せしむる方法によるもので、かくして調製したる名簿を一定期間、公衆の縦覧に供して誤謬を訂正したる上にて確定するのである。

投票は一人一票を原則とするも、以上の居住資格(residence qualification)によるの外、次の如き特別の資格を有する者には、更に猶一票が附け加へて與へられる。その一を事務所資格(business premises qualification)となし、その二を大學選舉區(university constituencies)に於ける選舉資格とする。

第一の事務所資格とは、(一)自己の居住する選舉區以外において、(二)營業又は職業の目的を以て、一ヶ年の賃貸價格十磅を下らざる土地又は建物を占有することである。

第二の大學選舉區における選舉資格とは、國會議員の選出權を與へられて居る大學の正科を卒業したることである。かくの如き大學の卒業生には、居住資格による選舉權の外に、その大學選舉區における選舉權が與へられて居る。イギリスの大學が獨立の選舉區として國會議員の選出權を與へられたのは、一六〇三年ゼームス一世の時からである。現在の大學選舉區及びその定員は次の如くである。

オックスフォード大學選舉區	定員 二人
ケムブリッジ大學選舉區	同 二人
ロンドン大學選舉區	同 一人
イングランド聯合大學選舉區	同 二人

(この中には、ダーハム、マンチエスター、リヴァプール、リーズ、シェツフィールド、バーミンガム、ブリストルの七大学を含んで居る)

學を含んで居る)

スコットランド聯合大學選舉區	同 三人
(エディンバラ、グラスゴー、アバーデン、セント・アンドリュースの四大學を含む)	
ウェールズ大學選舉區	同 一人
クエーンズ大學選舉區	同 一人
合計 大學選舉區數 七	選出議員定數 二二

大學選舉區にして三人以上を選出するところにおいては、比例代表制が採用せられて居る。又大學選舉區における投票は、必ずしも本人の出頭を要せず、郵便による投票も認められて居る。多くは無投票を以て當選者が定められて居る。

猶以上の規定によれば、同一人にして數箇の選舉區において投票することも出来るやうにはなつて居るが、二票以上を行使することは禁止せられて居る。

(b) 被選舉權 被選舉資格は選舉權を有し得るところのすべての男女に與へられ、これについては居住條件等を必要としない。

2 選舉の方法

(a) 選舉區 イギリスにおける選舉區は、國會議員より地方議會の議員に至るまで原則として一人一選舉區

制である。一選舉區より二人を出す場合もあるが、その時は連記投票制によつてこれを行ふことになつて居る。

(b) 候補者の指名 國會の總選舉の場合には、新國會召集の詔書が發せられた日から數へて八日目を指名日 (nomination day) と稱し、指名日から九日目に投票が行はれる。補缺選舉の場合には縣にありては選舉の告示ありたる日より三日以上九日以内、都市にありては同じく二日以上七日以内(何れも日曜日及び祭日を含まず)を指名日と定め、指名日より六日以上八日以内に投票が行はれる。立候補の届出は指名日に候補者の姓名、住所及び職業を記し、有権者二名の推薦と、有権者八名のこれに對する同意を以て、供託金百五十磅を添へて選舉長に届出ることによつてなす。この供託金は投票數の八分の一以上を取ること能はざりし時は沒收せられる。指名日の届出時間は午前十時から、午後二時までの間において二時間と定められて居るが、立候補者が定員に達せざる場合には更に一時間延長せられる。而してこの三時間内に届出をなしたる候補者の數が、その選舉區より選出すべき議員定數を超過せざる場合には、選舉長は直ちに無投票當選の宣告をする。又立候補者が定員よりも多き場合にはこれを投票において決することとなる。

(c) 投票 投票は全國一齊に行はれる。投票用紙は官給で、それには姓名のABC順に候補者の氏名、住所及び職業等が印刷せられてあるが、所屬政黨の名は示されて居ない。選舉人は選舉せんと欲する候補者の氏名のところへX印を記せば足るのである。

(d) 不在者投票及び代理投票 猶、一九一八年の改正によつて不在投票が許されるやうになつた。不在投票者名簿に登録せられたる選舉人は不在者投票をなすことが出来、又選舉の當日已むを得ざる事情により、選舉人

として登録したる選舉區に不在せざるべからざる者は、代理者を以て投票することも出来る。代理者として代理投票をなし得るものは、本人の近親者にして且有権者たることを要する。

(e) 開票 開票は各投票所毎でなく、全選舉區の投票を一箇所に集めて行はれる。この際すべての投票は混同せられ、投票區別による各候補者の得票數を知ることが出来ないやうにせられて居る。

(f) 選舉訴訟 投票に關して異議のあるとき、又は當選者に選舉違反の事實がありたるとき、若くは當選者が被選舉資格を有せずと信ぜらるゝときは、落選候補者又は選舉人は當選無効の訴を起すことが出来る。若し問題が當選者の被選舉資格に關するものなるときは、これを決するものは下院自身であるが、それが選舉法の違反に關するものなる場合には、高等裁判所 (High Court of Justice) の刑事裁判部の裁判に附せられる。

第五 現行選舉運動取締法

選舉取締法の目的は、すべての選舉人をして彼自らの判斷において最良と信ずるところの候補者に對して自由に投票することを得しむることである。この故に何れの國においても、選舉運動に虚偽の宣傳を用ふることを禁止し、選舉に際して暴力又はその他の威迫を用ひ、或は賄賂その他利害を以て誘ふことを禁止して居る。イギリスにおいては既に遠くエドワード一世の一二七五年の法律にも『自由なる選舉を妨ぐべからざること』と冠し、『選舉は自由たるべきものなるにより、國王は、武器を以て選舉の自由を妨ぐる者を大沒收 (Great forfeiture) の刑に處す』との規定を設けて居る¹⁾。しかし、現在における選舉取締りに關する規定は、主として一八八三年の

¹⁾ Halsbury, The Law of England, Vol. XII. p. 278.

國會選舉(不正及び不法行爲)法 (Parliamentary Elections (Corrupt and Illegal Practices) Act, 1883)によつて定められて居るものである。尤もこの法律はその後一九一八年及び一九二八年の人民代表法その他によつて多少修正を受けて居る。その要點は次の如くである。

1 選舉違反

イギリスにおける選舉違反は (a) 腐敗行爲 (corrupt practices) (b) 不法行爲 (illegal practices) (c) 不法支拂及び不法雇傭 (illegal payment, illegal employment and illegal hiring) の三種に分つて取締られて居る。

(a) 腐敗行爲 選舉に關する賄賂 (bribery) 饗應 (treating) 威迫 (undue influence) 僞囑 (personation) 選舉費用の支出に關する虚偽の届出等の行爲を腐敗行爲と稱する。

(一) 賄賂

(1) 賄賂行爲 選舉人に對し、或る特定の候補者に投票をなし又は投票をなさしめざる目的を以て、金錢若しくは有價物を與へ、又は貸與し、若しくはこれを約束することを賄賂行爲とする。賄賂はその交付が直接になされたと、間接になされたと、若しくは選舉の前に於てなされたと、その最中に於てなされたと、又其の後においてなされたとを問はない。

同上の目的を以て投票者に對し、若しくは投票者のために、若しくは投票者に關係を有するものに對して、雇傭口

を與へ、若しくは周旋し、又は約束することも亦賄賂行爲である。又何人と雖も賄賂に使用せらるべき金錢を與へ若しくは後日に至つてその金錢を償還したるものは、不正行爲を犯したるものとして處罰せられる。選舉人の投票を得んがために、第三者に對して贈與 (gift) をなし又これを約束することも亦賄賂行爲であり、投票者に對して日當を支拂ひ、若しくは鐵道賃金、手當等を與ふことも同じく賄賂行爲とせられる。但し雇傭主は、その雇傭する労働者又は家僕等に對し、投票の目的のために相當なる時間(賃金を差引くことなし)に與ふことは出来る。しかしながら、それは被雇傭者たる投票人に對して平等に與へなければならぬ。即ち或る者にはこれを與へ、又は他の者にはこれを與へぬといふ如き差別的の待遇があつてはならない。

投票をなし又はこれをなさざるために賄賂を受取りたる選舉人、若しくは雇傭の約束又はその他の代償のために取引をなしたる選舉人は、それが選舉以前に行はれたると、選舉中に行はれたると、又選舉後に行はれたるとを問はず、すべて等しく賄賂行爲ありたる者として處罰せられる。

(2) 賄賂に對する罰則

賄賂を授受したる者に對する處罰は次の如くである。

- (イ) 十二ヶ月以内の懲役又は禁錮若しくは二百磅以下の罰金
- (ロ) 七ヶ年間國會議員の選舉權及び被選舉權の停止
- (ハ) 公職の罷免若しくは公職に任ぜらるべき資格の剥奪
- (ニ) 選舉審査費用の辨償

(ホ) 若し買収をなしたる者が候補者なるときは、永久にその選挙区における被選挙権の喪失。もとよりその當選は無効

(ヘ) 若し買収が選挙事務長 (election agent) によりて行はれたるときは、その候補者は爾後七ヶ年間の選挙区における被選挙権を喪失す。もとよりその當選は無効

(二) 饗 應

(1) 饗應行為 何びとに對してなりとも、又その時日の如何を問はず、凡そ選挙において投票をなさしめ、若くはなさしめざる目的を以て、食事、飲物、又は食料等を、コラプション 腐敗的に支拂ひ、若くは支給したるときは、これを饗應の行為とす。これを直接選挙人に對してなすことはもとより、選挙人の妻、若くはその關係者に對してなすことも亦同様である。若しその目的が、不正なる影響を選挙人に與へんとするものなる以上は、與へたるものの分量又は價格の大小は問題ではない、又直接に現物を供與することばかりでなく、後日に至り茶菓等と引換へ得べき切符を與ふることも、直接にこれを與へたるものと同様に饗應行為なりとせられる。饗應はこれを與へたるものが有罪なるはもとよりであるが、これを受けたる者も同じく有罪である。

(2) 饗應に對する罰則 饗應に對する罰則は、賄賂の場合と同様である。

(三) 威 迫

(1) 威迫行為とは次の如き行為をいふ。

(イ) 選挙人をして選挙において、投票せしめ、又は投票せしめざらんとして、暴力 (force) 又は拘束

(restraint) を行使し、又は行使すべしと威嚇すること。

(ロ) 同上の目的を以て投票者に對し、肉體的、若くは精神的の危害 (injury) を與へ、又は與へんと威嚇すること。

(ハ) 選挙人を誘拐し、若くは不正手段を以て其の自由なる投票を妨げ又はこれに干渉すること。

購買關係 (custody) 又は雇傭の取消も、それが選挙人の投票を、左右する目的を以てなされるときには、同じく不當なる威迫とする。小作權又は借地權を取上ぐべしとの威嚇も、若しそれが同上の目的を以てなされたる時は、同様である。

(2) 威迫に對する罰則 威迫に對する罰則は賄賂に對するものと同様である。

(四) 偽瞞及び不當の選挙費用支出

(1) 偽瞞行為 他人 (その生存せると死亡せると、實在すると否とを問はず) の姓名を詐稱して、投票用紙を請求することは、偽瞞行為として處罰せられる。

同一の選挙に二回以上投票したるものと同じく偽瞞行為である。

他人の偽瞞行為を援助し、又はこれを教唆したるものは偽瞞行為を爲したる者と同罪とする。投票用紙を偽造し、又は質造したるものは刑法上の輕罪 (misdemeanour) として處罰せらるべし。

(2) 不當の選挙費用支出 (unauthorized expenditure) 何人と雖も、或る候補者の選挙を助けるため、又はその當選を期するために、候補者の選挙運動者として、なすことを明らかに許可せられたる範圍を超え

て、集合、廣告、引札、又は出版等のために、金錢を支出することは出来ない。

(3) 偽購行為及び不當の選舉費用支出に對する罰則

(イ) 二年以下の懲役に處せられる。

(ロ) 七ヶ年の間選舉權及び被選舉權を停止し、且つその間は公職に任命せらるゝ資格を剝奪せられる。

(ハ) 若し候補者の選舉事務長が、これに關與して居るときは、その候補者の當選は無効とせられる。

(b) 不法行為 (illegal practices)

(一) 選舉事務に關する不法行為

(イ) 選舉に關する不法行為とは次の如きものをいふ。

(i) 選舉人を投票所に送迎するために金錢を支拂ひ、又は受領することは不法行為として禁止せられて居る但し候補者の友人等が義侠的にその所有車を提供して、選舉人を投票所に送迎することはこの限りではない。

(ii) ビラ、通知書その他のものを配付するために、選舉人に金錢を支拂ふことは不法行為として禁止せられて居る。選舉人がこれがために、金錢を受領することも亦同じである。但し廣告業を營業とする者が、營業としてこれを引受けたるときはこの限りではない。

(iii) 法定額以上の選舉費用を支出すること、又は選舉事務長以外の者の手を経て金錢の支拂をなすことは不法行為である。又許可せられたる數以上の事務所を有料にて貸借することも不法行為となる。

(事務所の數には嚴重なる制限がある。又これを借りることの出来るものは選舉事務長だけである。)

(ロ) 以上の不法行為に對する罰則

(i) 百磅以下の罰金

(ii) 五ヶ年間、その選舉區における選舉權の停止

(iii) 若し候補者の選舉事務長が、これを犯したる時には、候補者の當選は無効とせらる。

(二) 投票に關する不法行為

(イ) 投票を禁止せられてあるにも拘らず投票すること、又は投票を禁止せられたる投票人をして投票せしむることは何れも不法行為である。

(ロ) 一九二八年の人民代表法において許されたるよりも多くの選舉區に投票をなし、若くは投票をなさんとしたるもの、又は代理投票の效力が存續して居るにも拘らず、代理投票以外の方法によりて投票をなし、若くは投票をなさんとしたるもの、若くは二人以上の不在投票者の代理投票者となり、若くはならんとしたるもの(但し、夫妻、兩親、若くは兄弟姉妹の場合を除く)、若くはその代理すべき投票權が既に棄却せられたりと信すべき理由あるにも拘らず投票をなし、又は投票をなさんとしたるもの、又は、投票者が既に死亡し、又は投票の資格を有せざるにも拘らず投票をなし、又は投票をなさんとしたるものは何れも不法行為として罰せられる。

(ハ) 或る候補者が、候補者たることを辭退したる旨の虚偽の宣傳をなし、又は候補者の性格、若くは行

爲に關し、事實無根のステートメントを發表することも不法行爲である。

(ニ) 以上の不法行爲に對する罰則は、前項の不法行爲に對する罰則と同一である。但し、その不法行爲が候補者自身、若くはその選舉事務長によりて行はれたるものに非ざる限り、その選舉は有効とせられる。

(c) 不法支拂及び不法雇傭 (illegal payment, employment, or hiring)

(一) 不法支拂及び不法雇傭とは次の如き行爲を言ふ。

(イ) 不法行爲又は不法支拂のために、金錢を供與すること

(ロ) 或る候補者のために樂隊、篝火、旗、徽章、リボンその他の表章のための金錢を支出すること。

(ハ) 投票者を投票所に送迎するために、通常營業用に供せられてある動物又は、車輛等を賃貸借し、若くは使用せしむること。

(ニ) 選舉において本法により許されたる以外の目的のため、若くは其能力において、人を雇傭すること。

(ホ) 不正なる手段を以て、或る人の立候補を取消さしむるやうに誘惑すること。それがために立候補を取消したる者も同様である。

(ヘ) 居酒屋、撞球場等の如き免許を要する營業場、喫茶店、又は公立小學校若くはこれらのものゝ一部を選舉事務所として使用すること。

(ト) 印刷者及び發行者の姓名住所を記載せざるビラ、ポスター、引札等の如きものを發行すること。

(二) 不法支拂及び不法雇傭に對する罰則

(イ) 百磅以下の罰金

(ロ) 候補者がその情を知り、若くはそれに同意してなさしめたる時には、七ヶ年間被選舉資格を停止せらる。又當選し居たるときにもその當選は無効とせられる。

(ハ) 若し選舉事務長がこれを行ひたるときは、候補者は次の總選舉まで、その選舉區において立候補する資格を失ふ。當選したるときも、その當選は無効とせられる。

2 選舉費用の制限

(a) 法定選舉費 一九一八年人民代表法第三十三條及び附表第四並にその後の修正法により、選舉において候補者の支出するを得べき選舉費用は次の如く制限せられて居る。若しその金額を超過して經費を支出したる時は、不法行爲として處罰せられる。

一候補者の支出し得べき選舉費用

選舉人の數	縣			單獨		都市		共同
	區	志	片	區	志	片	區	
一	六	六	六	五	一	一	三	四分
五	二	六	六	二	一	一	六	四分
二〇	一〇	〇	〇	八	四	六	六	三分
一〇〇	二一	〇	〇	二一	八	一	一	三分

五〇〇	一、二、一〇、〇	一〇、四、八	七、一六、三
一、〇〇〇	二五、〇	二〇、一六、八	一五、一二、六
五、〇〇〇	一二五、〇	一〇四、三、四	七八、二、六
一〇、〇〇〇	二五〇、〇	二〇八、六、八	一五六、五、〇
二〇、〇〇〇	五〇〇、〇	四一六、一三、四	三一二、一〇、〇
二五、〇〇〇	六二五、〇	五二〇、一六、八	三九〇、一二、六
三〇、〇〇〇	七五〇、〇	六二五、〇	四六八、一五、〇
三五、〇〇〇	八七五、〇	七二九、三、四	五四六、一七、六
四〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇	八三三、六、八	六二五、〇、〇
六〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇	一二五〇、〇	九三七、一〇、〇

(b) 選挙事務長に對する給料 選挙區が縣 (county) の場合は七十五磅、都市 (borough) の場合は五十磅までは法定制限の中に算入せられない。

(c) 候補者自身の費用 候補者が選挙のために滞在するときの旅館その他における生活費に對しては、別段に金額の制限なく、又その費用は法定制限の中に算入せられない。但し金額百磅を超える支出は、すべて選挙事務長によりて支拂ひせらるゝことを要する。

3 選挙運動員及び事務員の制限

(a) 都市にありては、選挙事務長一人、各投票區毎に運動員一人、選挙人五〇〇毎に、事務員一人、使丁一

人の割合を超えることが出来ない。

(b) 縣にありては選挙事務長一人、各投票區毎に、運動員一人、事務員一人、使丁一人の割合を超えることが出来ない。

(c) 但し、候補者は、その中央選挙事務所において、選挙人五千人に付き一人の割合を以て、事務員一人、使丁一人を有することが出来る。

4 選挙事務所の制限

選挙事務所は縣においては一投票區毎に一箇、若くは選挙人五百人に付き一箇の割合とし、都市においては選挙人五百人に付き一箇の割合とす。

5 選挙費の報告

選挙事務長は、開票後三十五日以内に、その費したる選挙費を、各項目に分ちて詳細に、選挙長 (returning officer) に報告することを要する。報告書は、治安判事 (justice of the peace) の面前において署名し、その正確なることを宣誓することを要する。候補者も亦その報告書の内容が正確なること及び、その中に記載せられあらざる支出の全くなきことを信する旨の誓約をなすことを要する。故意に虚偽の報告をなしたる候補者又は、選挙事務長は、文書偽造の罪に問はれ、若し有罪と決せば、七ヶ年以下の懲役に處せられる。

結 言

代議政治は選舉による政治である。選舉が公正に且つ賢明に行はるゝことなくしては、代議政治の濟美を期することは難い。就中、最も肝要なることは、選舉が公正に行はるゝことである。最近わが國においても、官民一致の協力によりて選舉肅正運動が行はれ、着々としてその効果を收められて居ることは慶賀に堪へない。或は公正なる選舉とは選舉そのものゝ意義から言へば唯單に消極的な意味をもつに過ぎないものであるかも知れない。唯不正不法な行爲がないといふだけでは、餘りにも當然なことで、そこに賢明なる選舉が行はれて居るといふ何等の證據にはならぬであらう。然れども選舉が公正に行はるゝことなしに賢明なる選舉は到底あり能はぬのである。この故に公正なる選舉は、飽くまでも賢明なる選舉の基礎であり、延いては健全なる代議政治を守り育つるに絶対必要な條件でもある。

今日のイギリスの選舉は最も公正に且つ賢明に行はれて居るものゝ一つであると稱せられて居る。しかれどもそれは決して價なくして得られたものではない。イギリスが今日の狀態に達するまでは、長き苦悶の歴史があり幾多の犠牲が拂はれて居るのである。それらの事情を知ることが、わが國の代議政治の將來に對して深き關心をもつ者の忽にし得ぬところであらう。

主要參考書

Adams, Constitutional History of England.

Anson, Law and Custom of the Constitution. (3rd ed.)

Beard, Introduction to the History of England.

Eyles, Parliamentary Law and Local Government Elections.

Freeman, Growth of the English Constitution.

Green, History of the English People.

Halsbury, The Laws of England, Vol. XXII

Stubbs, Constitutional History of England.

Seymour and Fray, How the World Votes, Vol. I.

Tsawell-Langnead, Constitutional History of England. (7th ed.)

Walpole, History of England since 1815, Vol. III.



昭和十五年四月二十日印刷
昭和十五年四月廿五日發行
「イギリスに於ける選挙改正運動」
定價金二十錢

著者 弓家七郎

東京市麹町區日比谷公園二番地

發行者 菅原忠治郎

東京市京橋區築地四丁目四番地

印刷者 鈴木茂

發行所

財団法人 東京市政調查會

東京市日比谷公園市政會館
振替口座東京七一六〇九番

刷印社會式株刷印間三屋中



0AZ

534